

## 入会及び会員資格規定

一般社団法人東大阪労働基準協会

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人東大阪労働基準協会定款第6条の規定に基づき、本会への入会及び会員資格に関する必要な事項を定める。

### (入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、様式第1号による入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会申込者が前項の入会申し込みを行う際、会費規定別表による当該年度分の会費を納めなければならない。

3 会長は、第1項の申し込みの提出があつてこれを受理すべきと判断したときは、入会を認めるものとし、当該申込者に対して様式第2号の会員証を発行する。

4 会長が第1項の申し込みの提出を不受理と判断した場合は、第2項による会費を当該申込み者に返還する。

### (会員名簿)

第3条 会長は、入会を認めたときは、速やかに会員名簿に登録を行わなければならない。

2 会員名簿は、個人情報保護等に配慮し原則非公開とする。ただし、関係者の同意があつた場合及び合理的な理由がある場合において、必要最小限の範囲を公表することがある。

### (退会)

第4条 会員が定款第8条の規定に基づき、様式第3号による退会届を会長に提出することにより退会した場合は、会長は速やかにこれを会員名簿から抹消する。

2 定款第9条及び第10条に該当したときは、前項と同じ措置をとる。

### (会費納入)

第5条 会員は、毎年度労働者数の変動に応じ、会費規定による適正な会費額を納入しなければならない。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

#### (施行年月日)

1 この規定は、一般社団法人東大阪労働基準協会への移行登記の日から施行する。